

「知的財産の戦略的創造・活用」

分科会提言

平成16年6月19日

．基本的考え方

産学官連携の推進の大きな柱として、大学の革新的な研究成果を優れた知的財産として取得・活用することが重要であるとの観点から、これまで様々な取り組みがなされており、平成16年4月の国立大学法人化を契機に、大学において知的財産ポリシーの明確化、大学知的財産本部及びTLO等の体制整備が着実に進められている。

大学の知的財産活動が体制整備の段階から実行段階に入りつつあると考えられることを踏まえ、今後、産学官連携をより一層推進することを目的として、以下の方策に積極的に取り組むこととする。

．具体的取り組み

1 ．知的財産に関する大学全体としての取組の充実

大学は、自らの果たすべき使命を踏まえて産学官連携ポリシーを明確にし、それに沿った知的財産権の有効活用に積極的に取り組む。

大学は、競争的資金や企業からの研究資金の間接経費を確保し、特許の取得・維持費用に充当する。

- ・ 政府は、競争的資金の間接経費を特許の取得・維持費用に充当できることを明確化して周知し、その積極的な使用を奨励する。
- ・ 政府は、運営費交付金の算定において特許収入分を別枠扱いとすることを周知する。

- ・企業等は、大学との共同研究・受託研究に際し、あらかじめ大学と特許の取得・維持に関する協議を行い、必要な経費を間接経費として確保する等、大学に対する支援を充実する。
- ・大学は、企業において知的財産に関する経験が豊富な者及び高度な実務能力を有する弁理士や弁護士を十分活用する。
- ・政府は、弁理士、弁護士、産業界それぞれの関係団体の協力を得て、大学の知的財産活動に参画できる人材に関する情報の充実を図る。

大学は、産学官連携や知的財産管理の実務担当者を含めた関係者に対して、自らのポリシーや具体的な取組について積極的に周知する。

2 . 研究者の知的財産を意識した研究活動の推進

大学や産業界は、激しい国際競争に巻き込まれている現実を直視し、産学連携を促すような世界レベルの優れた研究成果が生み出され、知的財産権として保護されるよう努める。

大学は、社会貢献が研究者の責務であることを明確化し、研究者の業績評価において、優れた知的財産の創造・活用への積極的な取組を高く評価する。

- ・政府は、大学への研究資源の配分に当たり、知的財産の創造、保護及び活用に関する取組状況を反映させる。

大学は、発明のみならず、研究マテリアル、ソフトウェア、デジタルコンテンツ等についても、原則機関帰属とすべく、その取扱いルールを明確化し、研究者に周知する。

- ・大学は、研究者が所属機関を異動した場合に、自己の研究の継続が可能となるよう、また、発明者としての適切な還元が受けられるよう、研究者と機関との間のルールを整備し内外に周知する。
- ・大学は、秘密管理や利益相反等にかかる考え方・事例等を周知するとともに、研究ノートの使用を奨励し、研究者に対して知的財産権を意識した研究

管理を促す。

政府は、国費を原資として得られた大学等の研究成果に関する契約ガイドラインを策定し、公表する。

・大学は、研究活動に特許権の効力が及ぶ場合において、ライセンスの活用やモデル契約の作成等、特許発明の使用を円滑化するための方策を、研究者に対して周知する。

政府は、研究活動への特許情報の活用を推進するため、特許電子図書館（IPDL）の機能の向上に努めるとともに、大学等への普及に対して支援する。

・大学は、研究者に対して、重複研究の防止や権利侵害の未然回避、さらには他者の研究成果を踏まえた研究戦略の構築のため、特許情報調査の重要性を周知し、研究の際には先ず、学術情報調査に加え特許情報調査を実施することを奨励する。

大学は、特許法の新規性喪失の例外規定を正しい認識のもと適切に活用することを、研究者に周知する。

・政府は、新規性喪失の例外規定に関し、特許制度の国際的調和の議論の動向を踏まえつつ、規定の見直し等について検討を行う。

3 . 大学の知的財産本部やT L Oの連携の強化

大学は、大学知的財産本部とT L O等が連携しつつ知的財産の創造・保護・活用を進めるための総合的な体制を整備する。

・政府は、大学のT L Oに対する出資や取締役兼任等の人的交流を進めるため、大学及びT L O関係者に対し、両者の連携・協力の意義・利点を周知する。

政府は、全国の大学知的財産本部とT L Oが連携をとって産学官連携・技術移転に取り組むことに対して支援する。

- ・政府は、全国的連携組織である「知財管理・技術移転協議会」において、情報の交換や共有、ケーススタディを活用した人材育成等の活動が円滑に実施できるよう支援する。

政府は、実需の大きい技術分野において技術移転実績が優れたTLO（スーパーTLO）を厳選し、これを核とした専門人材の育成・確保等のための支援を重点的に行う。

政府は、特に活発な活動を実施し、国際競争力強化に貢献が期待できる大学知的財産本部（スーパー産学官連携本部）を厳選して、その支援を強化する。

- ・大学は、特許等知的財産権の取得だけでなく、その活用や権利侵害に対する対策も含めた総合的な取組のあり方について検討を進める。

4．大学発ベンチャーや新規事業展開の促進

政府は、国立大学法人による大学発ベンチャー企業等への、ライセンス対価としての株式取得を認める。

- ・大学は、優れた研究成果を企業化・製品化につなげるため、大学発ベンチャーの創出及び企業の新規事業展開を積極的に支援する。

5．大学の知的財産活動の国際化

政府は、大学やTLOの海外出願経費及び維持管理経費の支援を充実する。

- ・大学は、海外での特許取得に積極的に取り組む。
- ・政府は、大学の海外の大学・企業等との共同研究を推進するため、研究成果の取扱等海外との契約に関する情報提供を行う。

6 . 産業界の取組の充実

企業は、自社の研究開発戦略に産学官連携を位置付け、担当役員の設置、窓口の明確化等具体的な取組を進めると共に、外部に公表する。

- ・企業は、大学の優れた研究成果の価値を見出す「目利き機能」を高め、知的財産活用能力の向上に努める。
- ・企業は、大学の知的財産権が有効に活用され、実施化されるよう、その質を高めることについて積極的に協力する。

7 . 産業界・大学の共同での取組の推進

産業界及び大学は、共同研究・受託研究や共同出願等の契約締結において、十分に協議して双方の理解を深め、柔軟に対応する。

- ・産業界、大学及び政府は、産学官連携の具体的な進め方について理解を深めるため、様々な機会を利用して情報交換を図る。
- ・産業界は、共同研究の成果等について、大学が実施主体でないこと等、大学が置かれる立場に対する理解を深める。
- ・大学は、企業との間で合意した研究スケジュールを遵守する。
- ・政府は、双方の理解を深めるため、意見交換や話し合いの場を充実させる。

別紙

第3回産学官連携推進会議 「知的財産の戦略的創造・活用」分科会メンバー

主査：

| | |
|--------|------------------|
| 御手洗富士夫 | キヤノン株式会社代表取締役社長 |
| 荒井 寿光 | 内閣官房知的財産戦略推進事務局長 |

パネリスト：

| | |
|-------|------------------------|
| 阿部 伸一 | 日本弁理士会知的財産支援センター副センター長 |
| 上田 実 | 名古屋大学大学院医学系研究科教授 |
| 高須 秀視 | ローム株式会社取締役研究開発本部長 |
| 原山 優子 | 東北大学大学院工学研究科教授 |
| 三木 俊克 | 山口大学工学部教授 / 工学部長 |
| 山本 貴史 | 株式会社東京大学 TLO 社長 |